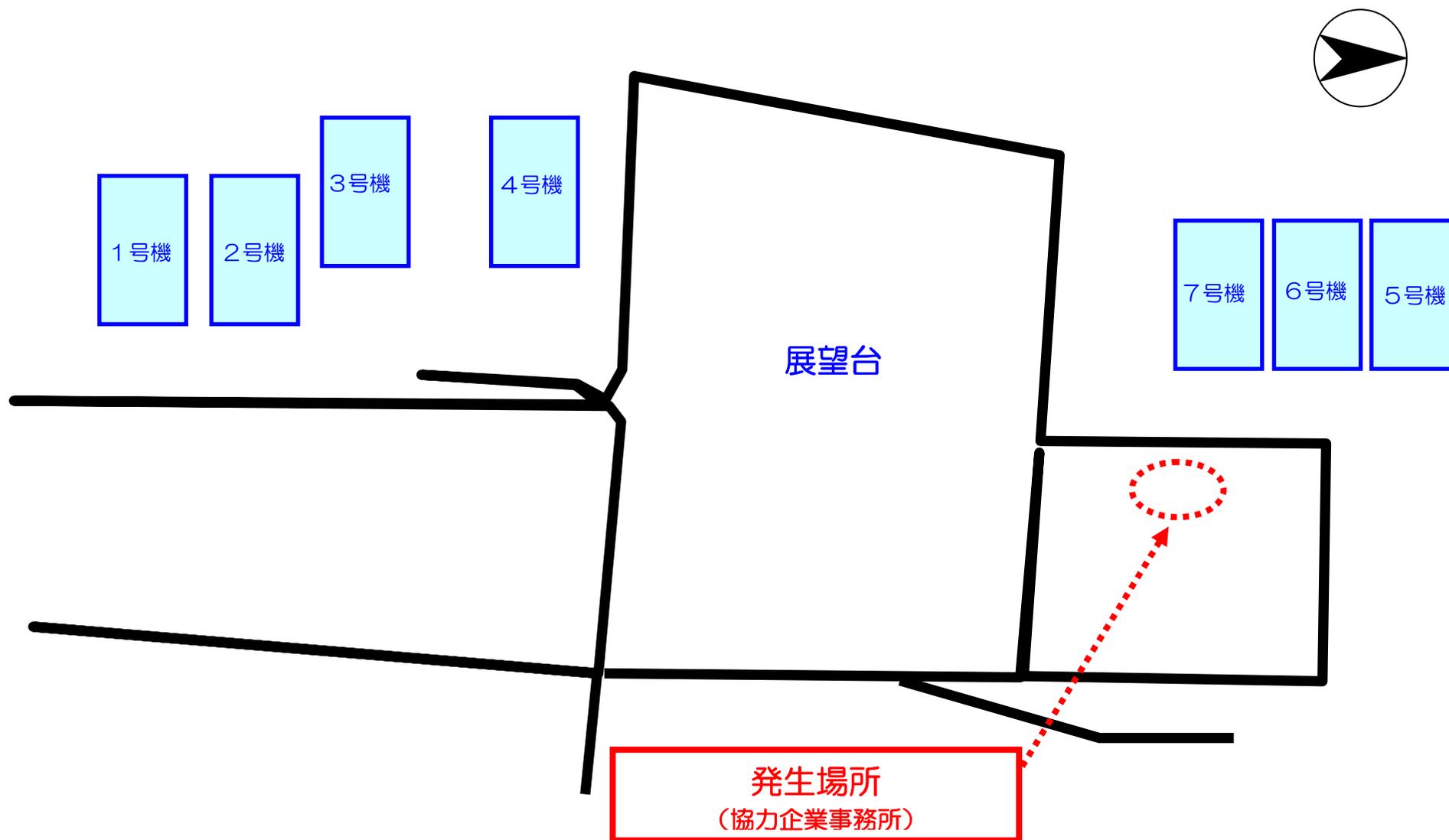


平成 26 年 7 月 9 日  
東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

**区分：Ⅲ**

場所	5～7号機側	
件名	協力企業の現場事務所（非管理区域）における病人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 26 年 7 月 8 日午後 1 時頃、5 号機の外壁補修工事に従事していた協力企業作業員が、協力企業の現場事務所（非管理区域）において、昼食後に休憩していたところ、腹痛を訴えたことから午後 1 時 39 分頃、業務車にて病院へ搬送しました。</p> <p>なお、当該作業員に意識はあり、汚染はしておりません。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察を受けた結果、「熱中症・脱水症」と判断され、点滴治療を受けました。</p> <p>当該作業においては、熱中症対策としてこまめな休憩や水分補給を行っていましたが、今後とも当社社員および協力企業の方々へ作業開始前の体調確認や、休憩、適度な水分および塩分の補給を心がけるよう、あらためて注意喚起を行います。</p>	

# 協力企業の現場事務所（非管理区域）における病人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所 屋外